

# 三原市低入札価格調査制度実施要綱

平成 17 年 3 月 31 日

要綱 第 1 8 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が競争入札により工事請負契約を締結する場合で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 1 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、第 4 条に規定する調査基準価格を下回る価格の入札をした者を落札者とするか否かを決定する調査（以下「調査」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る入札をいう。

2 この要綱において「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

3 この要綱において「調査基準価格」とは、第 4 条の規定により決定した金額をいう。

(対象工事)

第 3 条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が 5,000 万円以上の設備工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、対象工事にあっても低入札価格調査制度によらないことができるものとする。

(調査基準価格の設定等)

第 4 条 予定価格の設定権者は、調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を、予定価格算出の基礎となる仕様書、設計書等により、入札に先立ち、あらかじめ設定するものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 契約担当課長は、入札公告及び仕様書閲覧時に、次の事項を入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 低価格入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札者は最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）

であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 低価格入札者は事後の事情聴取（調査）に協力すべきこと。

(5) 低価格入札者が落札者となった場合、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を専任で配置することを求めること。

（入札の執行）

第6条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、契約担当課長は、入札者に対して、「地方自治法施行令第167条の10又は第167条の13の規定により、調査の上後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。」と告げて、入札を終了する。この場合において、入札価格は公表しない。

（見積書の提出）

第7条 契約担当課長は、低価格入札者全員から、原則として入札当日中に、入札価格の内訳書及び必要に応じその積算の基礎となる資料を提出させるものとする。ただし、入札時に、工事費内訳書の提出を求める工事で、契約担当課長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

（調査の実施）

第8条 第6条の場合は、調査班を設け調査を行う。

2 調査班は、財務部長を班長とし、班員は、工事担当部長、契約担当課長、工事担当課長及びその他班長が必要と認める職員をもって充てる。

3 調査班は、低価格入札者から提出のあった見積書（前条ただし書の場合にあつては、当該工事費内訳書）について設計金額の内訳と比較し、著しく価格に差のあるものについて次に掲げる事項に留意しながらその理由を明らかにするものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること）

(3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（関連工事の間接費等の調整の有無に留意すること）

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）

(5) 手持ち資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係

(7) 手持ち機械数の状況

(8) 建設作業員の具体的供給の見通し

4 調査班は、前項の調査を行ったにもかかわらず、必要があると認められる低価格入札については、当該低価格入札者に対し、さらに次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）

(2) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）

(3) 過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事の工事名、契約締結年月日、工事完成年月日及び成績状況

(4) その他必要な事項

5 班長は前2項の調査の結果に基づき、低入札価格調査表を作成する。

（低入札価格調査委員会）

第9条 低価格入札による落札者を決定するため、委員長及び委員で構成する三原市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員長は担当副市長をもって充て、委員は財務部長、契約課長、農林整備課長、土木管理課長、土木建設課長、都市開発課長、建築課長、下水道整備課長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

（委員会の審議による落札者の決定）

第10条 班長は、第8条の規定による調査の結果を委員長に報告し、当該調査結果に基づき、委員長は委員会を開催し、低価格入札者を落札者とするか否かを審議する。ただし、委員長が委員会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 委員長は、審議した結果を契約担当課長に通知する。

3 委員会で審議した結果、契約の内容に適合した履行がなされると判断したときは、契約担当課長は最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせる。

4 委員会で審議した結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるとき、著しく不相当であると判断したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次の各号に定めるところにより、落札者の決定を行う。

(1) 最低価格入札者以外で予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）が、調査基準価格を上回る入札者の場合は落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第 8 条から第 10 条までの規定を準用する。

(2) 次順位者を落札者と決定したときは、契約担当課長は最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とならなかった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者とならなかった旨を知らせる。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、契約課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 28 日三原市要綱第 114 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日三原市要綱第 73 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日三原市要綱第 50 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日三原市要綱第 23 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 1 日三原市要綱第 91 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日三原市要綱第 60 号）

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日三原市要綱第 33 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。